



平成 21 年 9 月 11 日

各 位

大阪市中央区北浜三丁目 7 番 12 号東京建物大阪ビル
会社名 日本駐車場開発株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 巽 一久
(コード番号: 2353 東証市場第一部・JASDAQ)
問合せ先 取締役財務経理本部長 鈴木 周平
電話番号 03-3218-1904

取締役のストック・オプションとしての新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年 10 月 29 日開催予定の当社第 18 期定時株主総会に、下記のとおり、「取締役のストック・オプションとして新株予約権を発行する件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 議案の内容

会社法第 238 条等の規定に基づき、取締役のストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任すること及び会社法第 361 条の規定に従って金銭でない報酬として当社取締役に対し割り当てる新株予約権の内容を付議するものです。

2. 新株予約権を発行する理由

当社の取締役の報酬と中長期的企業価値創造を直接的に結び付け、当社の取締役が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値をさらに向上させることを目的として、当社の新株予約権を無償で発行付与するものです。

3. 新株予約権の内容等

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役とします。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 30,000 株とします。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる普通株式数は 1 株とし、当社が、株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 無償割当、分割または併合の比率

また、当社は、上記のほか合併、資本減少等を行うことにより株式数の変更を行うことが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うことができるものとします。

(3) 発行する新株予約権の総数

30,000個を本年定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の上限とします。(ただし、上記(2)に従い株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の払込金額

本年定時株主総会の委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、払込金額は無償(新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないもの)とします。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価格」という。)に(3)に定める新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とします。行使価格は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ。)又は新株予約権の割当日前日の終値(前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い額とします。

なお、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとします。さらに、割当日後、当社が資本の減少を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、諸条件を勘案の上、合理的な範囲で行使価格の調整を行うものとします。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成23年11月1日から平成28年10月31日まで

(7) 新株予約権の行使条件

権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有

していることを要するものとします。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する場合その他取締役会が認める正当な理由があるときはこの限りとしません。また、新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができるものとします。

(8) 新株予約権の取得の事由及び取得条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、新株予約権は無償で取得することができるものとします。

当社は、新株予約権者が(7)に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権の喪失事由に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとします。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上述の資本金等増加限度額から上述の増加する資本金の額を減じた額とします。

(11) その他の新株予約権の内容

上記に記載のない新株予約権の内容については、新株予約権発行に係る取締役会決議時において定めるものとします。

(12) 新株予約権の公正価格

新株予約権の公正価格は、割当日における諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定するものとします。

(注) 上記の内容については、平成21年10月29日開催予定の当社第18期定時株主総会において承認可決されることが前提条件となります。

以上